

ヘルマスペルガー公正証書について 翻訳と解説

著者	小川 知幸
雑誌名	東北大学附属図書館調査研究室年報
号	6
ページ	1-13
発行年	2019-03-28
URL	http://hdl.handle.net/10097/00125286

ヘルマスペルガー公正証書について*

— 翻訳と解説 —

On the Helmasperger Notarial Instrument: Translation and Interpretation

小川 知幸

はじめに

可動式金属活字による活版印刷術 (Printing Press using Movable Metal Type) の始まりに燦然と輝く『四十二行聖書』。その製作に携わったヨハネス・グーテンベルクを活版印刷術の発明者 (Inventor) として確実視するようになったのは、少なくともわが国においては20世紀後半のことであると言ってよい¹。すでに15世紀から、グーテンベルクは歴史のなかの沈黙の存在であり、活版印刷術の発明においては、その後数世紀にわたって、ヨハン・フストと混同されたり、その補佐役と位置づけられたり、あるいは別の国のまったく別の人物が顕彰されたりしてきた。

これを改めてグーテンベルクの業績と主張し、他ならぬヨハネス・グーテンベルクその人を再評価し研究対象とする最初の基礎を作ったのは、当時ドイツ・ゲッティンゲン大学の歴史学教授であったヨハン・ダーウィド・ケーラー (Johann David Köhler, 1684 -1755) であっ

た。ケーラーは、1741年に論文『高い価値があり、保存された文書から確認される (きわめて信頼できる)、ヨハネス・グーテンベルクの名誉回復』 (Hochverdiente und aus bewährten Urkunden wohlbeglaubte Ehren Rettung Johann Guttenbergs) を刊行し (以下『グーテンベルクの名誉回復』)、そこにグーテンベルクをめぐるさまざまな史料を集成するとともに、「ヘルマスペルガー公正証書」 (Helmasperger Notarial Instrument) と名付けられた新発見の史料を掲載した。そして同時に、この史料を同大学に寄贈したのである²。縦42×横28.5センチメートルの、小さなパーチメント写本であった。

これは公証人ウルリヒ・ヘルマスペルガー (Ulrich Helmasperger) により起草され署名された民事裁判記録である。とはいえ、公権力の介入するものではなく、私人たちが審理を重ねることで進められたので、一種の公聴会記録と言いかえてもよいだろう。いずれにせ

* 本稿は企画展「西洋古典への扉」記念講演会「活版印刷の発明者グーテンベルク」(2018年11月14日、於東北大学附属図書館)をもとに再構成し加筆修正したものである。

1 全国歴史教育研究協議会編『世界史用語集』山川出版社、2014年(第1版第1刷)、2017年(第1版第4刷)では、グーテンベルクを次のように解説している。「ヨーロッパの活版印刷術を改良し実用化させた最大の功労者であるドイツ人。1450年頃、鋳型鋳造の金属活字を使用する印刷技術を開発し、『四十二行聖書』や贖有状を印刷した(後略)。発明ではなく、改良と実用化という表現をもちいているのは、「活版印刷術」そのものは13世紀に高麗においてすでに金属活字を考案した事実のあることを前提としているためであろう。また、別途「活版印刷術」の項目では、「グーテンベルクが鉛と錫の金属活字を考案し、ブドウ絞り器を参考にプレス式の印刷機を考案した」とも追記されている。この解説は、活版印刷術が可動式金属活字だけでなく、その上にのせた新開発の油性インクを、圧力をかけて紙に写しとる印刷機までの一連の工程にわたる総合的な技術革新であったことに配慮しているようにもみられる。

いっぽう、『広辞苑』(第4版、1991年)では、グーテンベルクを、「ドイツの人。鋳型によって活字を鋳造、かつ印刷機を完成。活版印刷術の発明家と称されるが異説もある」としていたことは見過ごされるべきでない。ただし、「と称されるが異説もある」との表現は、続く第5版(1998年)においては削除されている。高宮利行『グーテンベルクの謎 活字メディアの誕生とその後』岩波書店、1998年、63頁参照。後述するように、オランダのラウレンス・ヤンソン・コステルを発明者とする説に配慮したと考えられるが、しかし1991年から1998年までのあいだにこの説は全面的に棄却されたのである。なぜこのタイミングであったのかと言えば、1990年が活版印刷術誕生から450年目にあたっていた(と想定されていた)ことに関係していたと考えられる。この記念の年に向けて、グーテンベルク研究のさらなる進展が見られたのである。

ところで、その余波と呼んでいいのかもしれないが、グーテンベルクによる可動式金属活字の開発にかんしては、2001年にプリンストン大学シャイデ図書館長ポール・ニーダム (Paul Needham) と同大学物理学部卒業生のアグエラ・イ・アルカス (Blaise Agüera y Arcas) による共同研究によって、ある新説が提起された。グーテンベルクは、父型・母型のパンチ・マトリクス・システムではなく、旧くからのやり方で「砂の鋳型のなかで文字を鋳造した」というのである。その場合、父型・母型による活字の鋳造技術は、グーテンベルク没後に誰か別の技術者によって開発されたということになる。この新説は当時世間の耳目を集めた。ニーダムとアルカスのおこなった、コンピュータにより活字の印影を校合するという手法は、その後あまり顧みられていないようだが、今後の研究の進展が俟たれる。富田修二『さまよえるグーテンベルク聖書』慶應義塾大学出版会、2002年、171～180頁、また、元記事は Peter Spencer, Scholars press for printing clues, Princeton Weekly Bulletin, Vol. 90, No. 16, February, 12th 2001. (<https://pr.princeton.edu/pwb/01/0212/>) にて参照。

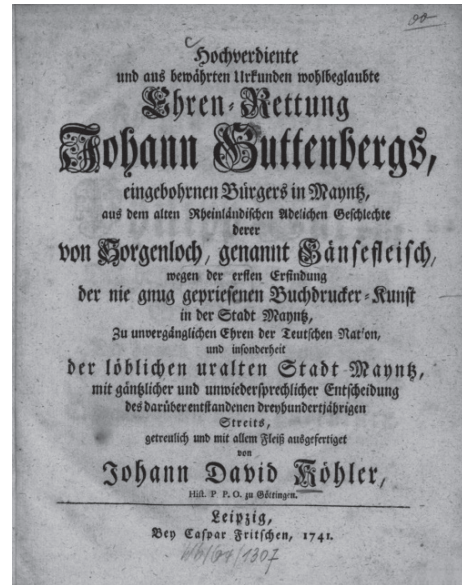
2 Das Helmaspergersche Notariatsinstrument: Niedersächsische Staats- und Universitätsbibliothek Göttingen, Sign. 2^o Cod. Ms. Hist. lit. 123 Cim.

よ、公証人ヘルマスベルガーは1455年、グーテンベルクを被告とするこの裁定の場に居合わせた。この記録は、たしかにグーテンベルクが主導して活版印刷術を発明したことを証言するものであったが、この技術により『四十二行聖書』を製作したかれの絶頂期と、それらを借金の抵当として手放すことを余儀なくされた瞬間を同時に象徴するものであった。

その後まもなく原写本は所在不明となっていたが、1886年にゲッティンゲン大学図書館長として赴任したカール・ディアツコ (Karl Dziatzko, 1842-1903) により、収納庫から再発見された³。ディアツコは1889年にこれを、論文『グーテンベルク問題についての論考』とともにファクシミリ版として出版した⁴。かくて、グーテンベルクにかんする歴史研究が19世紀末になってようやく再開されたのである。

このように、「ヘルマスベルガー公正証書」は、重要史料としてドイツ語論文等において何度か取りあげられており、現在では「グーテンベルク・デジタル」(Gutenberg-Digital) により、ウェブ上でもそのイメージを参照することができる⁵。しかしながら、邦語文献において議論される機会はあまりなかったようにおもわれる。

そこで本稿では、この証書を改めて原文にそくして全訳を試みるとともに⁶、この裁判の経緯と裁定、そしてそこでのいくつかの論点を析出することで、ヨハネス・グーテンベルクが何を為し得、あるいは為し得なかったのかを、いま一度考察してみたい。



ケーラー『グーテンベルクの名誉回復』
(バイエルン州立図書館所蔵)

1. 伝説のグーテンベルク

ところで、叙上のように、ヨハネス・グーテンベルクは歴史のなかの沈黙の存在であった。かれは同時代、またその後の数世紀においてどのように同定されていたのだろうか。以下、時代順にたどってみよう。

グーテンベルクは1468年に没したが、その名前と発明にたいする最初の言及は、ウルリヒ・ゲーリンク (Ulrich Gering, c. 14?? - 1510) がパリで1472年に刊

行した書物のなかに現れるという⁷。しかしその後、ヨハン・ケルホフ (Johann Koelhoff der Jüngere, ? - after 1551) により1499年に刊行された『ケルン年代記』(Cronica van der hilliger Stat van Coellen) においては、「(活版印刷という) 結構な技は、最初ドイツ国はライン川沿いのマインツなる都市で発明された(中略)のではあるが、その最初の試作はオランダ国においてお

3 Vgl. Schmidmaier, Dieter, Rezensionen- Hochverdiente und aus bewährten Urkunden Wohlbeglaubte Erhen-Rettung Johann Guttenbergs, in: Bibliothek Forschung und Praxis, Vol. 25, Issue 2, 2001, pp. 253-254.

4 Karl Dziatzko. Beiträge zur Gutenbergfrage, Berlin 1889.

5 Helmasperger's Notarial Instrument: <http://www.gutenbergdigital.de/gudi/eframes/index.htm>

6 全訳としては富田修二『グーテンベルク聖書の行方』図書出版社, 1992年, 65~71頁にすでに試みがあるが、これは英語からの重訳であったと推定される。拙訳は、改めてもとの初期高地ドイツ語から訳出する試みである。翻刻は、Ferdinand Geldner, Die ersten typographischen Drucke, in: Der gegenwärtige Stand der Gutenberg-Forschung, hrsg. von Hans Widmann, Stuttgart 1972 (Bibliothek des Buchwesens 1), pp. 148-184にもとづく。また、Stephan Füßel, Die Gutenberg Bibel von 1454. Kommentar zu Leben und Werk von Johannes Gutenberg, zum Bilddruck, den Besonderheiten des Göttinger Exemplars, dem "Göttinger Musterbuch" und dem "Helmaspergerschen Notariatsinstrument, pp. 55-61での新高ドイツ語訳を適宜参照した。

7 これは14世紀後半から15世紀初めにかけてのイタリアの人文学者で文法学者であったガスパリーノ・バルジッザ (Gasparino da Barzizza, 1360 - 1431) の『正書法』(De Orthographia) のなかの記述であったといわれる。そのさい、グーテンベルクはその意味をとって Bonemontanus と綴られていた。高宮, 上掲書, 46~48頁参照。ゲーリンクは1470年にソルボンヌ大学長であったヨハン・ハイニンリン (Johann Heynlin, c. 1430 - 1496) によりパリに招かれ、フランスで最初に印刷所を開設したとされる。

こなわれた」と記された⁸。年代記の著者は、ケルンでの最初の印刷業者ウルリヒ・ツェル (Ulrich Zell, ?- c. 1507) から、そのように聞いたと明言する。ツェルは、ヨハン・フストとともにグーテンベルクの協力者であったペーター・シェッファーと関係があったと推定されており、この記述は確度の高い情報を装って後世の人びとを惑わせた。オランダ説はハールレムの木版印刷業者であったラウレンス・ヤンソーン・コステル (Laurens Janszoon Coster, c. 1370 - c. 1440) の名前と結びついて、19世紀にいたるまで支持され続けた。

また、フストとシェッファーは、グーテンベルクと袂を分かった後に出版した『マインツ詩篇』(1457年)のコロフォンに、(この書物は)「マインツ市民であるヨハン・フストとゲルンスハイムのペーター・シェッファーが神の栄光のために精励して、ペンをいっさい使わずに完成されたもので、文字を彫刻して作るという巧妙な発明のおかげである」と記した⁹。したがって、グーテンベルクの名前は意図的に排除され、発明者の地位には、いわば空隙が生じた。

さらに、シェッファーの息子ヨハンが事業を引き継ぐと、コロフォンにおいて印刷術発明者の子孫を名乗り、また1509年には祖父にあたるフストを発明者と明記し¹⁰、後年、ロッテルダムのエラスムス (Desiderius Erasmus Roterodamus, 1466 - 1536) がこの証言に加担したことで、ヨハン・フスト説が根強く残った¹¹。

いっぽうで、グーテンベルクの肖像画を掲げた書物の刊行も、この説の普及に拍車をかけたといえる。確認できる限りでもっとも初期の肖像画は、ハインリヒ・パンタレオン (Heinrich Pantaleon, 1522 - 1595) により1556年およびその翌年にバーゼルで刊行された『ドイツ偉人伝』(Prosopographia heroum atque illustrium

virorum totius Germaniae) の木版画である¹²。その見出しには「ヨハネス・グーテンベルクとイヴォ・シェッファー」とあり、説明文には「ヨハネス・ファウストないしグーテンベルクとイヴォ・シェッファー」が活版印刷術を発明したとある。つまりは、グーテンベルクをヨハン・フストと混同している¹³。ヨハネスとヨハンという名前は一般に区別なくもちいられていたことも混同の一因であろうが、グーテンベルクの実在すら問題にしていない。したがって、これはフストの説明であり、要するに、発明の功績をフストとシェッファーに帰したのであった。ちなみに、シェッファーの名前ペーターも、起源は不明だがイヴォ (Ivo) と誤記されていた。その後この書物は、Teutscher Nation Herdenbuchとしてドイツ語に訳され、増刷を繰り返した¹⁴。よく知られているアンドレ・テヴェ (André Thevet, 1516 - 1590) による1584年の『偉人の肖像と生涯』(Les vrais pourtraits et vies des hommes illustres grecz, latins et payens) における銅版画も、基本的にはこの肖像画の影響を受けている。他方、テヴェはグーテンベルクをフランス・ストラスブル (シュトラスブルク) の人としたことで、ドイツ人がグーテンベルクを敬遠するきっかけを作ったことも指摘しておきたい。

フストとシェッファーを中心とした記述は、ミュンスター大聖堂の司祭長 (Domdecan) であったベルンハルト・フォン・マリנקロート (Bernhard von Mallinckrodt, 1591 - 1664) が、1640年にインキュナブラ (揺籃期本) の研究を刊行したさいにもなお変わることがなかった¹⁵。

その他にも諸説あるが¹⁶、このように、人びとはグーテンベルクが何を為したかということよりも、活版印刷術の発明が自国民の業績であったかどうか、という

8 リュシアン・フェーブル、アンリ＝ジャン・マルタン (関根素子ほか訳) 『書物の出現』上、筑摩書房、1985年、117頁。

9 ジョン・マン (田村勝省訳) 『グーテンベルクの時代 印刷術が変えた世界』原書房、2006年、178頁。ちなみに、この本は故小野善彦教授のご遺族のご厚意により遺品のなかから頂戴した一冊である。この場を借りて先生とご遺族に記して御礼申し上げます。(原著 John Man, The Gutenberg Revolution, London 2002.)

10 後述するように、シェッファーはフストの養子であり、娘婿であった。

11 高宮、上掲書、66～75頁参照。

12 Stephan Füssel, *ibid.*, p. 11. この木版画には、刈り込まれた髭をたくわえ、平らな帽子をかぶり、右を向いた初老の男性の肖像が描かれているが、他の5名の人物にも同じ肖像画が使用されており、トランプのカードのような、類型化された当時の知識人の姿にすぎなかった。しかしこの肖像は、グーテンベルクを描いた後年のすべての肖像画に影響をあたえたと考えられている。

13 フスト (Fust) はしばしばファウスト (Faust) とも綴られた。

14 16世紀のうちに1571年、1573年、1578年と増刷されている。

15 マリנקロートはこの年に De ortu et progressu artis typographicae dissertatio historica というタイトルの書物を出版し、活版印刷術の起源を論じた。インキュナブラ (incunabula) という用語を考案したのもマリנקロートであった。

16 シュトラスブルクで1459年以降に印刷所を開設したヨハン・メンテリン (Johann Mentelin, c. 1410 - 1478) を、16世紀になって、その孫にあたるヨハン・ショット (Johan Schott) が活版印刷の発明者と称したことに始まる、メンテリン説など。ただし、メンテリンは上述のパンタレオン『ドイツ偉人伝』では、シェッファー、フローベンと並んでアルプス以北への印刷術の拡大における功労者の一人として論じられている。

点に固執したのであった。その最後の瞬間を象徴するのが、ライプツィヒ大学の詩学・哲学教授であったヨハン・クリストフ・ゴットシェート (Johann Christoph Gottsched, 1700–1766) である。かれは、1740年の記念講演において次のように語った。

「唯一無二なるヨハン・ファウストとその聡明な娘婿であったペーター・シェッファアが、この素晴らしい技術の発明にかかわっているのです。生まれにおいてストラズブル人であったグーテンベルク自身は¹⁷、その点では何も、もてはやされることがありません。かれが盤の上で活字を切り出し、印字する技術を創案したこと以上には」¹⁸。

しかしながら、その後の講演録の註記では、このよ

うに記されている。「これは一般的な意見である。だが、われわれはゲッティンゲンのケーラー教授の学術論文を待ち望んでいる。そこには、このグーテンベルクも生まれにおいてマインツ人であったと書かれているのである」。

はたして翌年に、ケーラーによる『グーテンベルクの名誉回復』が公刊された。ゴットシェートはケーラーと私的な交流があったか、あるいはその研究内容を、限られた範囲で見聞きする機会があったのだろう。かくて、ヨハネス・グーテンベルクは、ようやく活版印刷術の発明者として、ドイツ人たちに迎え入れられたのであった¹⁹。

2. ヘルマスベルガー公正証書

以上が、ケーラーにより「ヘルマスベルガー公正証書」の論じられるより前の事情であった。それでは、1455年のヨハン・フストとの裁判にいたるまで、グーテンベルクは活版印刷術にどのようにかかわっていたのだろうか。1434年以降、おそらく遅くとも1448年の初めまで居住していたシュトラスブルクにおいて、その実験から実用段階にいたったであろうというのが、現在の研究における支配的な見解である。これは同市での1439年の裁判記録により判明する²⁰。聖地アーヘンでの聖遺物開帳にあわせて、凸面鏡による「聖なる手鏡」を製造し、巡礼者に販売するという、グーテンベルク自身が企てた計画が、突然のペスト禍のために頓挫し、損失を被った共同出資者の兄弟から訴えられたのであった。記録には、「宝石研磨」「鏡の製法」「溶かした部品」「鉛の型」「圧搾のための部品」などという文言が現れるが、共同出資者たちがその損失を補填するために教えるようグーテ

ンベルクに迫ったという、鏡製造の代わりとなる技術は、「秘密の術 (es were göckel werk)」とされた²¹。裁判は原告敗訴に終わり、そのため実態は隠されたままであったが、この時点において、すでに金属活字とプレス機を中心とする活版印刷術の諸要素が出揃っていたようである。

その後1448年までの去就は明確でない。この年の1月に、いとこのアルノルト・ゲルトフス (Arnold Gelthuß) という人物の仲介により利息5パーセントで150グルデンを借用しており、マインツに戻っていたことが確実である。この多額の借金は、いよいよ実験を実用に移すための資金ではなかったかと推測されている²²。そして1450年前後に活版印刷術により印刷されたと考えられているのが、「最後の審判」(Weltgericht) ないし「シビルの神託」(Sybillenbuch) と呼ばれる韻文詩の小冊子あるいは端物だが、これは断片のみが残存し、年代は特定されていない²³。また、「ヘルマスベルガー

17 1697年以降、シュトラスブルクはフランス王国の領土となり、ストラズブルと称される。

18 Schmidmaier, *ibid.*, p. 253f.

19 ただし、マインツがこの事実を受け入れたのは、1792年にナポレオンによって占領された後であり、マインツにグーテンベルク広場を建設したのもフランス当局であったという。マン、上掲書、17～18頁。

20 その記録は1760年に翻刻され出版されたが、オリジナルは1870年に焼失した。

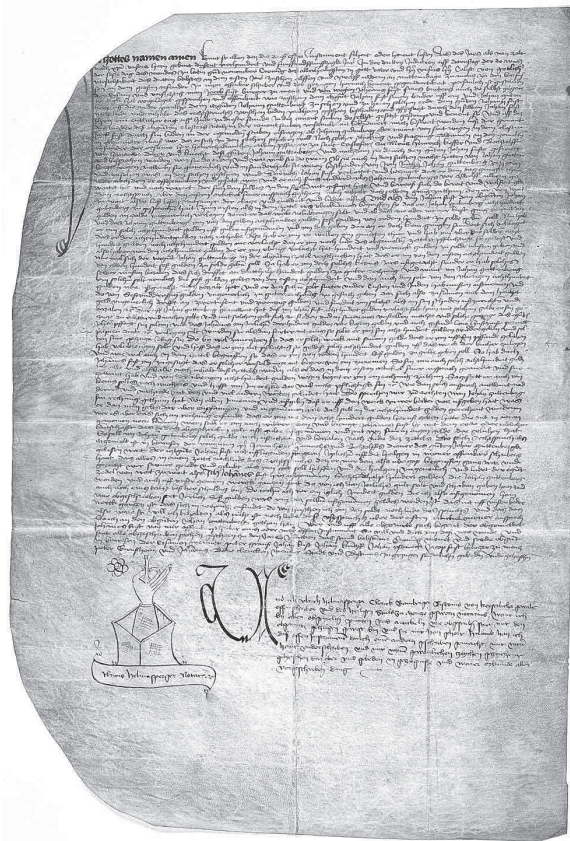
21 göckelを富田氏は「妖術」としているが、これは新高ドイツ語ではGaukel = Gaukelであり、奇術(マジック)やベテンを指す。しかし、裁判によりこの技術が漏れることを恐れた原告が、敢えて言葉を濁したことは十分に考えられるだろう。少なくとも否定的な意味合いで捉えられたとはおもわれないので、このように訳した次第である。

22 Gutenberg und seine Zeit in Daten. http://www.gutenberg.de/zeit/zeitleiste_gutenberg.php#SP-grouplist-1-1:2 (2018年11月閲覧) 当時の物価水準では、100から200グルデン程度で標準的な家屋を1軒購入することができたという。

23 上記 Gutenberg und seine Zeit in Daten ではこれを1450年以前としているが、バルビエは1452年から翌年にかけてと推定している。Frédéric Barbier, *Gutenberg's Europe: The Book and the Invention of Western Modernity*, Cambridge 2017 (Originally in French, 2016), p. 118f.

公正証書」から判明するように、この頃グーテンベルクはフストを共同事業者として資金提供を受け、『四十二行聖書』の製作に取りかかったと考えられている。フストは、マインツ生まれの事業家であり理財家であった。父は市参事会員、フスト自身は代弁者（Fürsprach）、すなわち弁護士としての活動も記録されており、弟のヤコブは後にマインツ市長となる。いわば町の名士であった。原稿や木版画を販売する事業にも携わっていたらしく、そこにグーテンベルクとの接点があったのかもしれない。

いずれにせよグーテンベルクは、予備的な印刷もほとんどなしに、『四十二行聖書』製作という巨大な事業を計画し実行に移したのである。なんとすれば、フストはグーテンベルクに、じつに2,020 グルデンという多額の貸し付けの返還を要求したからである。先取りして言えば、その結果として、二人は共同事業の解消へといたったのであった。



ヘルマスペルガー公正証書
(ゲッティンゲン大学図書館所蔵)

①原文翻刻²⁴

(おもて面)

[1:] In gottes namen amen. Kunt sy allen den, die dieß offen instrument sehent oder horent lesen, das des jars, als man zait [2:] nach Cristi vnsers hern geburt dusent vierhundert vnd funffvndfunffzig jar, in der dritten indictien, uff dornstag, der do was

[3:] der seste dag des mondes zu latin genant Nouember, cronung des allerheiligsten in gott vater vnd hern, vnsers hern Calisti, von gotlicher

[4:] vorsichtikeit des dritten babstes, in den ersten jar, zuschen eilffen vnd zwelff uern in mittemdage, zu Mencz zu den barfus-

[5:] sen in dem großen refender in myn offenbar schriber vnd der gezugten hernach benent gegenwertkeit persönlich ist gestanden

[6:] der ersam vnd vorsichtig man Jacob Fust, burger zu Mencz, vnd von wegen Johannis Fust, sines bruders, auch do selbst gegen-

[7:] wertigk, hat vorgeleget, gesprochen vnd offenbart, wie zuschem dem itzgenant Johan Fust, sinem bruder, uff ein vnd Johan Guten-

[8:] berg uff die ander parthy, dem itzgenanten Johann Guttenberg zu sehen vnd zu horen, solchen eydt dem genanten Johann Fust

[9:] nach lude vnd Inhalt des rechtspruchs zwischen beden parthyen gescheen, bescheiden vnd offgesaczt durch den selben Johan Fust

[10:] thun, ein entlicher tag uff hude zu dieser stunde in die couent Stuben do selbst gesetzt, gestempt vnd benent sy, Vnd off daz

[11:] die brüder deß itzgenanten closters, noch in der couent Stuben versamelt, nit bekummert nach beswert werden, ließ der genant

[12:] Jacob Fust durch sin boden in der egemelten stuben erfragen, ob Johann Gudenberg oder ymant von sint wegen in dem closter

[13:] in obgerurter maiß wer, daz er sich zu den Sachen schicken well. Noch solcher schickung vnd fragung qwamen in den gemelten

24 [1:]以下は翻刻のため便宜的に付けられた行番号であり、もちろん原文にはない。一文が複数行にわたっていることもあり、その場合、一文が途切れているように見えるが、オリジナルを尊重した。

[14:] refender der ersame her Henrich Guntherj, etwan pffärer zu sant Cristoforus czu Mencz, Heinrich Keffer vnd Bechtloff
 [15:] von Hanauwe, diner vnd knecht deß genanten Johann Guttenberg. Vnd nachdem sie durch den genanten Johann Fuste gefreget
 [16:] vnd besprochen worden, waz sie do teden vnd war vmb sie do wern, ob sie auch in den sachen macht hetten von Johan Gutten-
 [17:] bergs wegen, antworten sie gemeinlich vnd in sunderheit, sie weren bescheiden von irm junchern Johann Guttenberg zu horen
 [18:] vnd zu sehen, was in den sachen gescheen wurd. Darnoch Johann Fust verbottet vnd beczuget, das er den tag gnungk thun
 [19:] welt, noch dem er offgenummen vnd gesetzt wer, vnd er auch sins widderdeyls Johann Gutenbergs vor zwelff uern ge-
 [20:] wartet het vnd noch wartet, der sich dan selbes zu den sachen nit gefuget hett, vnd beweyß sich do bereit vnd wolfertigk,
 [21:] dem rechtspruch vber den ersten artickel siner ansprach gescheen noch inhalt des selben gnung zu thun, den er von wort
 [22:] zu wort alsdo ließ lesen mitsampt der clage vnd entwert, vnd ludet alsus: Vnd als dan Johan Fust dem obgenanten Johan
 [23:] Gutenberg zu gesprochen hait zum ersten, als in dem zettel irs vberkumme[n]s begriffen sy, das er Johan Gutenberg achthundert
 [24:] gulden an golde vngeuerlich verlegen, domit er das werck volnbrengen solt, vnd ob das me oder mynner kost, ging yen nit an
 [25:] vnd das Johann Guttenberg ym von den selben achthundert gulden seß gulden von yedem hundert zu solde geben sall. Nu hab
 [26:] er ym solch achthundert gulden uff gülte usgenummen vnd ym die geben, dar an er doch kein gnungen, sundert sich beklaget,
 [27:] das er der achthundert gulden noch nit habe. Also hab er ym ye wellen ein gnungen thun vnd hab ym vber die selben acht
 [28:] hundert gulden noch achthundert gulden me verlacht, dan er ym noch lude des obgemelten zettels pfflichtigk sy gewest, vnd

[29:] also hab er von den achthundert gulden, die er ym vberig verlacht hat, hundert vnd vierzigk gulden zu solde mußen geben. Vnd
 [30:] wie wol sich der vorgenant Johann Guttenberg in der obgenanten zettel verschrieben hait, das er im von den ersten achthundert gulden
 [31:] von ydden hundert seß gulden zu solde geben soll, so hab er ym doch solchs keyns jars usgeracht, sunder er hab solches selber
 [32:] mußen bezalen, das sich driffet an dritthalp hundert gulden zu guter rechnung. Vnd want nu Johann Guttenberg
 [33:] ym solchen solt, nemlich die seß gulden gelts von den ersten achthundert vnd dan auch den solt von den vberigen achthundert
 [34:] gulden nye usgeracht noch bezalt hat, vnd er den selben solt furter vnder cristen vnd Juden hab mußen usnemen vnd
 [35:] do von seßvnddryßig gulden vngeuerlich zu guter rechnung zu gesuch geben, daz sich zusammen mit dem heubpt-
 [36:] geld vngeuerlich driffet an zweytusent vnd zwenczig gulden, vnd furdert ym solchs als an sin schaden uszurichten vnd
 [37:] bezalen etc. Dar uff Johan Guttenberg geantwort hat, daß ym Johann Fust acht hundert gulden verlacht solt hain, mit solchem gelde er sin ge-
 [38:] czuge zurichten vnd machen solte vnd mit solchem gelt sichzufreden vnd in sinen nocz verstellen mochte vnd solche geczuge des egenanten
 [39:] Johann pffant sin solten, vnd das Johannes ym jerlichen dryhundert gulden vor kosten geben vnd auch gesinde lone, huß zinße, permet,
 [40:] papier, dinte etc. verlegen solt. Wurden sie alsdan furter nit eins, so solte er ym sin achthundert gulden widdergeben vnd sol-
 [41:] ten sine geczuge ledig sin. Do by wol zuersten sy, das er solch werck mit sinem gelde, das er ym uff sin pffande geluhen
 [42:] hab, volnbrengen solt, vnd hoff, das er ym nit pfflichtig sy gewest, solch achthundert gulden uff das werck der bucher zulegen.
 [43:] Vnd wie wol auch in dem czettel begriffen sy, das er ym von yddem hundert seß gulden zu gülte geben soll, so hab doch
 [44:] Johannes Fust ym zugesagt, das er solcher versoldunge nit begere von ym zunemen. So sin ym auch solch achthundert

gulden

[45:] nit alle vnd alßbalde noch Inhalt deß czettels worden, als er das in dem ersten artickel siner ansprach geme[1]det vnd fur-

[46:] gewant hab, vnd von der uberigen acht hundert gulden wegen begert er ym ein rechnung zuthun. So gestett er auch ym

[47:] keins soltes noch wuchers vnd hofft, ym im rechten dar vmb nicht pflichtigk sin etc. Wie dan solch ansprach, antwort, wid

[48:] dered vnd nachrede mit den vnd viel andern Worten geludet hait, do sprechen wir zum rechten: Wan Johann Guttenberg

[49:] sin rechnung gethain hat von allen innemen vnd außgeben, daß er uff daz werck zu irer beider nocz außgeben hait, was

[50:] er dan men gelts dor uber enpfanngen vnd ingenummen hait, das sall in die achthundert gulden gerechnet werdenn.

[51:] Wer es aber, das sich an rechnung erfunde, das er ym me dan acht hundert gulden her auß geben hette, die nit in iren

[52:] gemeinen nocze kummen wern, sall er ym auch auch widder geben. Vnd bringet Johannes Fust by mit dem eyde oder redlicher

[53:] kuntschafft, das er das obgeschriben gelt uff gulte außgenummen vnd nit von sinem eigen gelde dar geluhen hat,

[54:] so sall im Johann Gutenberg solch gulde auch außrichten vnd bezalen nach lude dez zettels. Do solch rechtspruch, als

[55:] itzgemelt ist, in bywesen der vorgenanten hern, Heinrichs etc., Heinrichs vnd Bechtolffs, diener des genanten Johann Guttenbergk

[56:] gelesen wart, der iczegenante Johann Fust mit uffligenden fyngern lyplichen uff die heiligen in myner offenbar schribers

[57:] hant, das alles in einem zettel noch lude des rechtspruchs, den er mir dan also ubergap, begriffen gancz war vnd

[58:] gerecht wer, swure, geredt vnd gelubt, als ym got soll helffen vnd die heiligen vngeuerlich, vnd ludet der egenant

[59:] zedel von wort zu wort also: Ich Johannes Fust han außgenummen sechzendehalb hundert gulden, die Johann Guttenberg

[60:] worden vnd auch uff vnser gemein werck gangen sint, do von ich dan jerlichs gult, solt vnd schaden geben han vnd

[61:] auch noch eins teils biß her schuldig bin. Do rechen ich vor ein iglich hundert gulden die ich also außgenommen hain,

[62:] wie obgeschriben stet, jerlich seß gulden: was ym dez selben außgenummen geldes worden ist, das nit uff vnser beider

[63:] werck gangen ist, das sich in rechnung erfindet, do von heischen ich ym den soldt noch lude des spruchs, vnd das das

[64:] also ware sy, will ich behalten, als recht ist noch lude deß außspruchs uber der ersten artickel myner ansprach,

[65:] so ich an den obgenanten Johan Guttenbergen gethan han. Ober vnd uff alle obgerurte sach begeret der obgemeldet

[66:] Johannes Fust von mir offenbarschreiber eins oder mer offen instrument, so vill vnd dick ym deß noit wurde, vnd

[67:] sint alle obgeschriben sachen gescheen in den jare, indiction, dag stund, babstumme, cronung, monet vnd stede obgenant

[68:] in bywesen der ersamen menner Peter Granß, Johann Kist, Johann Kumoff, Johann Yseneck, Jacop Fust, burger zu Mencz,

[69:] Peter Girnßheim vnd Johannis Bonne, clericken Menczer Stadt vnd bistums, czu gezugen sunderlichen gebeden vnde geheischen.

[70:] Und ich Vlrich Helmasperger, clerick Bamberger bistoms, von keyserlicher gewalt

[71:] offen schreiber vnd des heiligen stuls zu Mencze gesworn notarius, want ich

[72:] by allen obgemelten punten vnd artickeln, wie obgeschriben steet, mit den

[73:] obgenanten gezugen gewest bin vnd sie mit han gehort, hirumb han ich

[74:] diß offen instrumentum durch einen andern geschriben, gemacht, mit myner

[75:] hant vnderscriben vnd mit mynem gewonlichen czeychen geczeichnet,

[76:] geheischen dar öber vnd gebeden in geczugniße vnd warer orkunde aller

[77:] vorgeschribener ding.

Ulricus Helmasperger Notarius.

(裏面)

Instrumentum eyns gesaczten tages //
 Daz Fust sine Rechenschaft //
 Gethane und mit eyed beweret hat.

②日本語訳

(おもて面)

神の御名において、この公的な証書を閲覧し、あるいは読み聞かせられるすべての人びとが以下のことを知るように。第3の一五年紀 (Indictien) にあたる1455年の11月6日木曜日、すなわち、主の定めた教皇カリストゥス三世の戴冠の年に、昼の11時から12時までマインツの跣足托鉢修道会修道院の大食堂に、公証人であるわたしと、下文に名前を挙げた証人たちが臨席するなかで、名誉ある勤勉なマインツ市民ヤコブ・フストが、同様に臨席していた兄のヨハン・フストの代わりに立ち上がり、こう語った。兄ヨハン・フストを一方として他方のヨハネス・グーテンベルクとあいだの係争がどのように命じているか、ヨハネス・グーテンベルクは²⁵、ヨハン・フストが接手した誓約の裁定の文言を見聞きして知っているはずである。最終的な期限は本日、まさにこの時刻この会堂に決められていたと。

だが、このときまだ会堂に集められていた修道士たちの妨げにならぬよう、ヤコブ・フストは使いを遣った。ヨハネス・グーテンベルクか、あるいは誰かその代理の者が修道院に来てはいないか、それでこの聴聞会に参加できるかどうかを問うためであった。

この問いに答えて、マインツの聖クリストフォロス教会の前司祭であったハインリヒ・ギュンター師、そしてグーテンベルクの召使いにして弟子であるハインリヒ・ケッファーとベヒトルフ・フォン・ハーナウがこの大食堂にやって来た。ヨハン・フストは、かれらに尋ねた。お前たちはここで何をしているのだ、なぜここに居るのか、ヨハネス・グーテンベルクの代理権があるのかと。かれらは口を揃えて、また、それぞれが、旦那 (junchern) のヨハネス・グーテンベルクに、いったい何事が起きているか見聞きして来るよう指示されたのだと答えた。

そこでヨハン・フストは、次のように言い立てた。取り決めの日の約束を守ろうとし、相手方のヨハネス・グーテンベルクを昼の12時まで待っていて、なおも待っているが、本人はお出ましにならぬ。だが、要求の第一条については裁定をいつでも履行できるのだと。それから、かれは最初の申立てとグーテンベルクの弁明とともに、この裁定を一字一句読み上げるよう求めた。

ヨハン・フストは、前述のヨハネス・グーテンベル

クにたいして、次のように申し立てたのだった。第一に、二人のあいだの契約書 (zettel irs vberkumme[n]s) にあるように、かれはヨハネス・グーテンベルクに800グルデンを前貸しした。それによってグーテンベルクが(共同)事業を遂行するためである。事業に費やすのがそれ以上か、あるいはそれ以下であったかどうかは、フストにはあずかり知らぬところであった。そしてヨハネス・グーテンベルクは、この800グルデンにかんして、フストに6パーセントの利息(100グルデン毎に6グルデン)を支払うことになっていた。ところで、フストはグーテンベルクのために、この800グルデンを利付きで借り、それを貸し与えたというのに、あろうことかグーテンベルクはそれでは十分でない、800グルデンではまだ足りないと言句をつけた。

そこでフストはグーテンベルクを満足させようと、最初の800グルデンに加え、先述の契約書にもとづいて負担した以上に、さらに800グルデンを前貸ししたと主張する。それゆえフストは、追加で貸し与えた800グルデンにかんして、140グルデンの利息を支払わねばならぬことになった。また、前述のグーテンベルクは、契約書にあるように最初の800グルデンにかんして6パーセントの利息(100グルデン毎に6グルデン)を支払わねばならなかったにもかかわらず、これをいままで一度たりともフストに支払っておらず、代わりにこれをフストみずから工面せねばならなくなったという。利息は、およそ250グルデン (driffet an dritthalp hundert) にも膨れあがっているそうだ。そのようなわけで、ともかくヨハネス・グーテンベルクはこの利息、つまり最初の800グルデンにかんする6パーセントと、また第二の800グルデンにかんする利息も、かれ、すなわちフストに未払いであった。また、フストはこの利息をユダヤ人とキリスト教徒のもとで借りたので、36グルデンを利息の利息(複利)として支払わねばならない。したがって、主たる借財と合わせて、総額はじつに2,020グルデンにも膨れ上がっている。だからフストは、これ以上自分にいかなる損害もあたえることのないよう、グーテンベルクにこれを支払うよう要求したのである。

この要求へのヨハネス・グーテンベルクの弁明はつぎのようなものであった。ヨハン・フストは、たしかに最初の800グルデンをかれに融資した。この金銭で

25 原文ではフスト、グーテンベルクともにその名前をヨハネス、ヨハニス、ヨハンなどと相互に区別なく呼ばれているが、混乱を避けるため、翻訳ではヨハネス・グーテンベルク、ヨハン・フストに統一した。

かれは、自分の道具 (geczuge) を調達し、作りだすことができた。必要なものも調達できた。そして製造した道具は、ヨハン・フストの抵当にした。そこでフストは、年 300 グルデンを経費として都合しようと進言したのだという。すなわち、賃金、召使い、家賃、羊皮紙、紙、印刷用インク等々 (gesinde lone, huß zinße, permet, papier, dinte etc.) のためだと。

両者がもはやこれ以上事業を続けられない場合、グーテンベルクはフストに 800 グルデンを返済し、それによって道具の抵当を解除すべきであった。工房の設備はこの最初の 800 グルデンから発生している。フストはかれに、書物の製作 (werck der bucher) のためにこれを貸し与えたとは考えていないという。また、契約書では、これにフストがグーテンベルクに 6 パーセントの利息を課したとされているにもかかわらず、ヨハン・フストは、口頭では、この利息をかれには求めないことを承諾したという。さらに、グーテンベルクは、フストがその要求の第一条で主張し、示しているように、最初の 800 グルデンも契約書取り交わしの後、全額をただちに受け取ったわけではなかったという。

また、次の 800 グルデンにかんしては、グーテンベルクはフストに、その詳細を報告書に綴るのはやぶさかでないとしている。こうした理由から、かれにはこの 800 グルデンにかんしても、利息も、複利にも猶予を与えるのが理に適うだろう。それに、かれ (フスト) は権利ではなく、これにたいする義務を引き受けたいと望んでいる。

さて、それでは、この契約、弁明、再弁明、そしてその後の談話が縷々言葉を重ねたように、次のように裁定が下された。

ヨハネス・グーテンベルクが、両者の利益に関する事業の収支についての決済書を作ったならば、より多く受け取った金銭を、この 800 グルデンに計上すべし。しかしその決済において、フストがかれに、両者の共同の利益のためにもちられない 800 グルデン以上を渡していたならば、グーテンベルクはかれにこの剰余を払い戻すべし。

また、ヨハン・フストが誓約あるいは廉直な証人により、上記の金額それ自体を私財から支出したのではなく、利息付きで借りたことが証明できたならば、契約書でそう決められていたように、ヨハネス・グーテンベルクは、かれにこの利息を支払うべし。

この裁定が、先述のハインリヒ・ギュンター師およ

び前記ヨハネス・グーテンベルクの召使いであるハインリヒ・ケッファーおよびベヒトルフ・フォン・ハーナウの前で読み上げられたあと、ヨハン・フストは、わたしこと公証人の手のなかにある聖遺物の箱に指を乗せ、契約書 (これをかれはその後わたしに手渡した) に含まれるすべてのことが裁定の文言にしたがい完全かつ正しくあるよう、そして神と聖人たちが真にかれを助けてくれるよう宣誓し、約束し、誓約した。

前記の宣誓内容は、言葉通りには次のようなものであった。わたしヨハン・フストは、ヨハネス・グーテンベルクに貸し、二人の共同事業 (vnser gemein wergk) にもちいることと定められた 1,550 グルデン (sechzendehalb hundert gulden) を融資し、ゆえに年利と複利を支払い、その一部をなおも負担しております。わたしが貸した 100 グルデン毎に年 6 グルデンを算定するものです。グーテンベルクに貸した金銭のうち、決済において明らかになればですが、共同事業に使われていないものは、裁定の文言にしたがい、かれに利息を要求いたします。そして、前述ヨハネス・グーテンベルクにたいして起こした要求の第一条にかんする裁定により立証されたごとく、これらすべてが真実であることを宣誓のもとに主張いたします。

ヨハン・フストは、上記すべての経緯について、1 通か、あるいはかれが必要なだけの数の証書を作成するよう公証人のわたしに求めた。また、ここに記述した出来事は上記の年月日、時間、場所で、名誉ある人びと、ペーター・グランズ、ヨハン・キスト、ヨハン・クモフ、ヨハン・イゼネク、ヤコブ・フスト、以上マインツ市民、および証人として特別に要請したペーター・ギルンスハイムと、マインツ市と司教区の聖職者ヨハネス・ボンネの臨席において起こった。

最後に、バンベルク司教区の聖職者であり、皇帝により認可された公的な書記であり、マインツ聖座の宣誓公証人であるわたしことウルリヒ・ヘルマスペルガーは、すべての経緯に臨席し、一部始終を見聞きし、この証書を起草した。それを書き付けさせ、署名し、通常もちいる符牒を描いた。

公証人ウルリヒ・ヘルマスペルガー

(裏面)

フストがその報告書に綴り、誓約によって確認した、定められた期日の公正証書

3. 解説

この裁判の経過を、順を追って見ていきたい。日付は明確である。1455年11月6日の木曜日、午前11時にあわせて、人びとはマインツ市内にあるフランチェスコ会の跣足托鉢修道会修道院の大食堂に集まっていた。顔ぶれは、原告のヨハン・フスト、かれの弟ヤコブ・フスト、この二人と同じくマインツ市民であったペーター・グランズ (Peter Granss)、ヨハン・キスト (Johann Kist)、ヨハン・クモフ (Johann Kumoff)、ヨハン・イゼネク (Johann Ysenek) の4名、また、特別に要請されたマインツ司教区の聖職者ヨハネス・ボンネ (Johannes Bonne)、ペーター・ギルンスハイム (Peter Girmsheim) の2名、そして最後に公証人ウルリヒ・ヘルマスペルガーの総勢9名であった。

修道院は、町の中心部にそびえる大聖堂のあるマルクト広場から少し離れたところにあったが、そこから北西に延びるシュスター通り (Schusterstraße) を歩いてまもなくのところにあるクリシュトフ通り (Christofsstraße) との角には、グーテンベルクの生家があり、その一室は当時、印刷工房に改修されていた。これをグーテンベルクホフと称した。また、ヨハン・フストとの共同事業により、主として『四十二行聖書』の製作のために新たに借りたと考えられているのは、空き家になっていたグーテンベルクの親戚の邸宅で、やはり同じシュスター通りにあり、フンブレヒトホフ (Hof zum Humbrecht) と称されていたが、これをかれは第二の工房としたのであった。会場をこの修道院の大食堂に設定したのは、マルクト広場にも両工房にもほど近く、静かで適度に広く、また利害関係のない、ある種中立的な場所であったためであろう。

すでに何度か同じような聴聞と審理が重ねられていたようである。ヨハン・フストあるいは弟ヤコブの手には、少なくともグーテンベルクとフストのあいだの契約書、フストの最初の申立書、それにたいするグーテンベルクの答弁書、そして前回の裁定における誓約書が握られていたとおもわれる。傍らで、ヘルマスペルガーは筆記具の羽根ペンとインクと羊皮紙を前にしていた。それ以外に集まった4名のマインツ市民は、証人であると同時に審理の参加者であり、おそらくは

フストの資金の調達先として利害関係者でもあったに違いない。この4名についての詳細は不明だが、そのうちのヨハン・クモフはグーテンベルクの幼なじみでもあったらしい。証書に表現されたようすから推察するに、決して険悪な雰囲気であったわけではなさそうである。この最終弁論にいたるまで、すでにある程度、審理の行く末が見通されていたのかもしれない。

しかし、予期せぬ事態として、肝心のグーテンベルクが現れなかった。時間が経つにつれ、大食堂には修道士たちが集まってきたようである。聖務日課の一つを終えて、食事の準備を始めたのだろう。聴聞は、その隙を狙って小一時間で終えるはずだったが、正午を過ぎてしまった。証書の描写は、苛立ったヤコブ・フストが立ち上がって、どうなっているのかと、相手のないまま詰問する印象的な場面から始まる。

にわかに賑やかになった大食堂に、部外者として肩身の狭い思いをしながら、ヤコブはすぐさま冷静になった。グーテンベルクはもうそこまで来ているのではないかと、でなければ代理が来ることになっているのではないかと、居合わせた人びとのうちの誰かを使いに出した。しばらくして使いが戻ると、グーテンベルクの代わりに、聖クリストフォロス教会前司祭のギュンター師 (Herr Heinrich Günther) が、続いて職人のハインリヒ・ケッフアー (Heinrich Keffer) とベヒトルフ・フォン・ハーナウ (Bechtolff von Hanau) の3名が入室した²⁶。クリストフォロス教会はグーテンベルクの邸宅のすぐ隣にあったから、使いはおそらくグーテンベルクホフまで駆けて行ったのである。この職人たちも当時はその工房で働いていたらしい。

今度はヨハン・フストが頭を抱えた。お前たちはここで何をしているのかと詰め寄った。旦那に見てこいと言われたと口々にまくし立て、事情もわからぬようすについて埒があかぬと怒りをあらわにした。欠席裁判の始まりであった。グーテンベルクの再答弁の機会のないまま、フストは、要求の第一条についての裁定は、すぐにでも実行に移せるのだと威圧的に言い放った。職人たちは面食らったが、そのまま口をつぐむしかなかった。

26 ベヒトルフ・フォン・ハーナウは、のちにバーゼルで最初に印刷工房を開設したベルトルト・ルッペル (Berthold Ruppel, ?-1494/5) と同一視されている。

そして、これまでのフストの申し立てと、それにたいするグーテンベルクの答弁が順に読み上げられ、居合わせた人びとの前で再現された。

それによれば、フストはグーテンベルクに、共同事業のために 800 グルデンを都合したのであった。1449 年から 1550 年にかけてのことだと考えられる。フストはその金額が適正かどうかは知らなかったようだが、これについてグーテンベルクは年利 6 パーセントを支払うということで契約書を取り交わした。後のグーテンベルクの答弁によれば、この 800 グルデンは第二の工房、すなわちフンブレヒトホフの設備投資のためであったらしい。その設備がこの負債の抵当とされたのである。

しかしグーテンベルクは、この金額ではまだ足りないと言いだめた。フストによれば、別の契約書を取り交わすことなく、したがって口約束で、さらに 800 グルデンを用立てすることになり、そのために自己資本だけでなく、フスト自身が借金をしてまでこれを工面したのだという。そのようなわけで、第二の 800 グルデンの利息 140 グルデンは、フストが支払うことになった。推測するに、出席した 4 名のマインツ市民は、おそらくこの借金にかかわっていたのではないだろうか。ただし、最初の 800 グルデンの利息も負担しているような言い方をしていることから、少なくともその一部はフストの借金で賄われていたのかもしれない。

ところが、グーテンベルクは、いずれの 800 グルデンにかんしても、またその利息についても、返済するそぶりを見せなかった。いっぽうでフストは、自分が借りた金の利息を返し続けていたようである。利息を返済するためにまた借金をした。これをユダヤ人とキリスト教徒のもとで借りたという。利息の利息（複利）が発生した。原則としてキリスト教徒は、神の時間を切り取ってそこから金を生み出すような、高利貸しとみなされることを忌避したはずである。ユダヤ人から借りたとするのはそのための自己弁護かもしれないが、他方で、マインツ市民のあいだには、あるいはそれをこえて、借金の連鎖が始まっていた可能性も考えられ

る。グーテンベルクのフストとの数年にわたる共同事業は、それほど問題を大きくしており、じっさい引き返せないところまで来ていたのである。

グーテンベルクがこの裁判（公聴会）に姿を現さなかった理由もそこにあったと推測される。不遜な性格によるものとみなすこともできるだろうが、シュトラスブルク滞在中より幾度も裁判に巻き込まれてきたグーテンベルクにとって²⁷、出廷そのものに何ら恐れはなかったはずである。むしろグーテンベルクは再答弁することで、この問題がさらに拗れていくことを恐れた。裁定を受け入れる覚悟であったと考えるのが妥当であろう。

他方、フストが最終弁論でグーテンベルクに期待したことは何だったのだろうか。かれが現れないことを知ると、要求の第一条の裁定はすぐにでも実行に移せるのだと気色ばんだ。ということは、言葉とは裏腹に、おそらく借金をいくらかでも返済する意思を表明し、出席したマインツ市民たちを安堵させ、共同事業を継続できるようにすることを望んでいたのではないか。だが同時に、そうならないこともわかっていた。要求の第一条とは、総額 2,020 グルデンを、耳を揃えて返済せよということである²⁸。もちろん、それにたいする裁定はもっと穏健であったが、最初の 800 グルデンと利息にかんしては厳格であった。共同事業者のフストにとって、グーテンベルクの現状では返済が不可能であることは火を見るよりも明らかであった。利益を生むことになる『四十二行聖書』は、この時点でほとんど刷り上がっていたはずだが²⁹、まだ出荷にまではいたっていなかったのである。

そのように考えれば、要求はフェイクであり、本当の目的はグーテンベルクへの心理戦であったのかもしれない。だが、これについては後述することとして、フストの要求にたいするグーテンベルクの答弁へと話を戻すことにしたい。

最初の 800 グルデンにかんして、グーテンベルクは融資を受けたことを認め、これが道具 (geczuge) の製作やその他の必要なものを調達するためであったとす

27 一例として 1436 年と 1437 年には 2 件の裁判記録が残されており、それはエネリン・ツー・デア・イゼリン・テューレ (Ennelin zu der Iserin Thüre) という娘との婚約を破棄したと娘の母親から訴えられたものである。裁判の結果は不明だが、審理の過程で原告側の証人の一人をグーテンベルクが侮辱した廉で賠償金の支払いが命じられている。グーテンベルクが結婚した証拠はない。

28 総額は $800 + 250$ (利息) $+ 800 + 140$ (利息) $+ 36$ (複利) $= 2,026$ になるはずだが、2,020 グルデンと表現されている。6 グルデン少なく記載された理由はなお不明。

29 『四十二行聖書』の製作年代にはなお議論があるが、1454 年 10 月までには完成していたという説が有力である。それは枢機卿エネア・ピッコロミーニ (のちの教皇ピウス 2 世) による 1455 年 3 月 12 日付の書簡を根拠としており、フランクフルトでこの聖書の見本刷り (前出し) を見たこと、すでに予約が殺到していること、予定部数は 158 部あるいは 180 部などと記していた。

る。年利6パーセントの利息についても、かれは認めている。つまりは設備投資のためであり、その設備を担保にしたのであった。ただし、フストが次に貸したという800グルデンにかんしては、グーテンベルクによれば、年300グルデンを経費として都合しようとフストが進言したのだという。したがって、これが800グルデンを計上するようになっていたとすれば、訴訟の時点から2年半近く前のことであると推定される。

さらに重要なのは、この経費の内訳が具体的に示されていることである。「賃金、召使い、家賃、羊皮紙、紙、印刷用インク等々」。そしてそれらは、まさしく「書物の製作 (werck der bucher)」のためであったという³⁰。すなわち、「ヘルマスベルガー公正証書」におけるこの陳述は、グーテンベルクが『四十二行聖書』の製作、そしてそのために開発されたといえる活版印刷術の、主導的人物であったことの決定的な証言なのであった。

しかしながら、フストの考えたグーテンベルクとの共同事業は「書物の製作」ではなかったらしい。フストにとって、これは想定外の取り組みであり、であれば、共同事業を解消し、契約書に定められたごとくグーテンベルクは(最初の)800グルデンを返済せねばならない。むしろそうすることで、かれは道具の抵当を解除し、フストなしでもそのまま事業を継続する余地が残されたのである。

だが現実に返済は困難である。グーテンベルクはなおも粘りを見せる。最初の800グルデンもただちに全額を受け取ったわけではない、利息についても契約書はともかく、フストは口頭では要らないと言っていた、また、次の800グルデンも、フストが主張するように、共同事業として認められないというのであれば、決済書を作成し、共同の利益にかなうものであることを証明する云々。最後の点については、フストもそれならば、と猶予を認めていたようである。

以上が、読み上げによるこれまでの経過の再現であった。矛盾点がある。フストは設備投資に800グルデン

を貸したが、「書物の製作」までは共同事業と考えてはいなかった。いっぽうのグーテンベルクは、あくまで「書物の製作」を前提とした設備投資と考え、工房の運営のために、フストは厚意で追加の融資をしたと主張する。だから争点は、どこまでが共同事業なのかということになる。しかし、そもそも設備投資のみを共同事業とするのは不自然である。この要求は、フストの危機感を暗示していると推測される。だが、法治主義である。結局は、契約書に定められた範囲を根拠にして設備=抵当を論点にする他なかったようである。

フストは、最終弁論の機会をみずから放棄したグーテンベルクにたいして怒りを感じていたかもしれない。結果として当初の自分の要求通りになることに嬉々としていたわけではあるまい。原告と証人たちの議論にもはや多くの時間は必要なかった。裁定は穏当である。共同事業の範囲を限定し、グーテンベルクが作成するという決済書を前提として、その事業以外の剰余を最初の800グルデンに計上してフストに返済すること。また、利息にかんしても、フストが利付きで借りたものであることを証明した場合に限り支払うこと、これである。

たしかに穏当であるが、フストにとっては空虚であったに違いない。前回の裁定と変わることがなかった以上に、グーテンベルクに返済は不可能であることを十分に知っていたのであるから。

グーテンベルクの使い走りである職人たちとギョウター師の前で、裁定の文言が一通り読み上げられたことを確認すると、フストは真実を神に誓う儀式に移った³¹。ヘルマスベルガーは、これを言葉通りに記録している。ここではフストの考える融資額、したがって、グーテンベルクに返済を要求する最低限の金額が1,550グルデンであることが明らかにされている³²。

最後にフストは、この日この場所で起こったことを細大漏らさず記録し、必要部数の証書を作成するよう公証人に伝えた。のちにヘルマスベルガーが起草し、

30 したがって、『四十二行聖書』の製作に着手したのは1452年頃と推定される。

31 聖遺物の箱の上に指を添える宣誓の儀式は、すでに「バイユーのタピストリー (綴織)」の ubi Harold sacramentum fecit (第23) の場面にも見られる。鶴島博和『バイユーの綴織を読む 中世のイングランドと環海峡世界』山川出版社、2015年参照。フストの場合はヘルマスベルガーの手に握られた小さな箱に指を添えている。

32 1,550グルデンと(800+800=)1,600グルデンのあいだの50グルデンの差額についての可能性は、Geldner, *ibid*によれば次のように説明されている。一つは、すでにフストの資産であったものが含まれていたこと、もうひとつは全額を一括で受け取ったわけではない、というグーテンベルクの答弁を根拠とする。Geldnerは、すでに共同事業として算定されていた金額が50グルデンであったとしてもしているが、それよりはむしろ、「共同の利益」としてフストが受け取っていた金額があった可能性は考えられないだろうか。すでに1454年秋から翌年にかけて、フンブレヒトホフでは『ドナトゥス』(ラテン語文法書)の小冊子や贖宥状などの端物が、おそらく当面の資金繰りの一環として印刷されていたと推定されるからである。

助手に複写させた後、署名と符牒を書き付けた。出席者たちが1部ずつ保管できるようにしたのだろう。ただ1通だけ残存しているのがこの写本である。また、裏面に書かれた簡潔な文言は、グーテンベルク本人の手書きではないかと推測されているが、検証する手がかりにとぼしい。

ところで、これを聞いていたマインツ市民たちの証人とは別にいたのが、ペーター・シェッファーであった。生まれの町の名をとって、ペーター・ギルンスハイムと称された男である。シェッファーは幼い頃に父を亡くし、フストに養子として迎えられた。おそらくフランクフルトで学んだ後、パリ大学に移り、法学を

修める傍ら、写本の製作で生計を立てていたといわれる。フストがグーテンベルクと共同事業を始めるにあたって、パリから呼び戻され、フンブレヒトホフで工房を指揮していたらしい。

シェッファーは無言である。しかしこの裁判のうち、フスト&シェッファー (Fust & Schöffer) の印刷工房を率いて、『マインツ詩篇』(Psalterium Moguntinum, 1457)、『ベネディクト派詩篇』(Psalterium Benedictinum, 1459)、『ドウランドゥス』(Durandus, 1459)などを矢継ぎ早に刊行する。それはさしあたり、1462年10月28日、ナッサウ伯アドルフ二世によりマインツが攻略され、町が破壊されるまで続いたのである³³。

むすびにかえて

フストとの共同事業は解消し、予期されたこととはいえ、グーテンベルクは、フンブレヒトホフの設備と刷り上がったばかりの『四十二行聖書』を手放さざるを得なかった。これを販売することはもとより、自分の作品に名前を刻むこともできなかった。しかし、このタイミングで利益を確定し、投資金の回収を急いだように見えるフストの危機感とは、いったい何であったのだろうか。

おそらくそれは、私見によれば、グーテンベルクがまた新たな事業を発案し、実行に移そうとしていたことから生まれたのではないか。常識的な感覚の事業家であれば、堪えられぬことであつたに違いない。グーテンベルクは『四十二行聖書』を製作するために、そのための画期的な技術まで開発するような男である。運用コストの計算にも決して抜かりはなかった³⁴。ただし、開発費も少なくないであろうし、新事業が成功す

るかどうかも未知数である。フストはグーテンベルクを諫めて、思いとどまらせるつもりであった。それが不首尾に終わり、公の場でグーテンベルクから言質を取れば、もっと安定的に事業を継続発展させられると踏んだ。別れるのは本意ではなかった。資金にかかわる市民を納得させねばならなかった。しかし、グーテンベルクはそのような画策に唯々諾々と従うような男では決してなかった。たとえ、互いの意地の張り合いであつたにしても。

才能と野心、そして商才とは何かということ、理解し合っているのにともに歩めなくなる瞬間があるということ、「ヘルマスペルガー公正証書」からは、そうした含蓄も伝わってくるようにおもわれる。

(おがわ ともゆき、東北大学学術資源研究公開センター助教、附属図書館協力研究員)

33 このときの戦闘でフストの弟ヤコブが戦死した。市民は財産没収の上追放され、6か月間マインツに立ち入ることを禁じられた。亡命者を除き、生涯マインツから1マイル以内に近づくことも制限されたという。この間に印刷職人たちはヨーロッパ各地へと散っていった。

34 『四十二行聖書』には一部に40行、41行の刷りのものが含まれている。グーテンベルクは印刷を開始してまもなく、42行にすることでコストと時間をさらに節約できることに気づいたのである。

